

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 580 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

2009 年度税制改正大綱 国際課税、金融・証券税制および特定目的会社 等にかかる主な改正点

2008 年 12 月 12 日、自由民主党より 2009 年度税制改正大綱(以下、「自民党大綱」)が発表されました。投資ファンドの税制にかかる主な改正点につきましては、2008 年 12 月 12 日配信のニュースレターにてご紹介済みですが、本ニュースレターでは自民党大綱のうち、国際課税(投資ファンドの税制を除く)、金融・証券税制、特定目的会社等に関する課税および土地税制等に関する主な改正点についてご紹介いたします。

特に、外国子会社配当益金不算入制度につきましては、従来の間接外国税額控除制度に代わって導入されるもので、海外にグループ展開する日本企業の資金計画や展開戦略に影響を与えることが考えられます。また、特定目的会社等にかかる機関投資家の範囲見直し等の改正については、証券化や投資法人の再編等のストラクチャリングの幅を拡げるものと考えられます。

国際課税

1. 外国子会社配当益金不算入制度の創設および間接外国税額控除制度の廃止

内国法人が発行済株式等の25%以上を配当支払義務確定日以前6月以上前より保有している外国子会社から受ける配当等の額について、確定申告書への一定の明細の記載および一定の書類の保存を要件に、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととする制度が創設され、間接外国税額控除制度は、所要の経過措置を講じた上、廃止されます。

内国法人が外国子会社から受ける配当等の額につき益金の額に算入しないこととする場合には、その配当等にかかる費用に相当する金額としてその配当等の額の5%に相当する金額が、益金の額に算入しないこととされる配当等の額から控除されます。また、その配当等の額に対して課される外国源泉税等の額は、その内国法人の各事業年の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされるとともに、外国税額控除の対象とされません。

上記の改正は、内国法人の2009年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等について適用されます。

2. 内国法人等の特定外国子会社等にかかる所得の課税の特例(いわゆるタックスヘイブン税制)について

1.の改正に伴い、タックスヘイブン税制について以下の措置等が講じられます。

- (1) 特定外国子会社等が支払う配当等の額は、合算対象とされる金額の計算上控除しないこととされます。
- (2) 特定外国子会社等が受ける一定の配当等の額は、確定申告書に明細書の添付がある場合に限り、合算対象とされる金額の計算上控除されます。

上記の改正は、特定外国子会社等の2009年4月1日以後に開始する事業年度にかかる合算対象とされる金額について適用されます。

3. 組合理型投資ファンド課税(1号PE)の見直しおよび特定の外国組合員にかかる事業譲渡類似課税の特例

2008年12月12日配信の金融部ニュースレターをご参照ください。

金融・証券税制

1. 上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率の特例の見直しならびに源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例の延長が行われます。

2. カバードワラントに対する課税方式等の見直し

先物取引にかかる雑所得等の課税の特例の対象に、居住者等が金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等および当該カバードワラントにかかる差金等決済をした場合における雑所得等が加えられます。当該見直しにより、金融商品取引所で取引されるカバードワラントの課税関係については、これまでの総合課税から分離課税へと変更されることとなります。

上記の改正は、2010年1月1日以後に行われるカバードワラントの譲渡および差金等決済について適用されません。

特定目的会社等の課税の特例にかかる改正

1. 機関投資家の範囲の見直し

これまで、機関投資家の定義に特定目的会社は含まれないとされていましたが、今回の改正により、「特定社債が機関投資家のみによって引き受けられたものであること」および「特定目的借入れが機関投資家からのものであること」の要件を判定する場合に、原資産を不動産とする特定目的会社が発行する特定社債、特定目的借入れ等を証券化する特定目的会社は機関投資家として判定を行うこととされます。

2. 90%超の配当支払要件の見直し

特定目的会社や投資法人等にかかる導管性要件の一つである支払配当の額が配当可能所得の金額の90%相当額を超えていることとする要件が、支払配当の額が配当可能利益の額の90%相当額を超えているとの要件に見直されます。負ののれんがある場合には、その発生事業年度において配当可能利益の額から控除する等所要の調整措置が講じられます。

3. 配当見合いの合併交付金にかかる取り扱いの明確化

投資法人が他の投資法人と合併を行う際に、損金算入の対象となる支払配当等の額に配当見合いの合併交付金が含まれることが明確化されます。

土地税制

法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度についての適用停止措置期限の5年間延長等が行われます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

金融部

〒100-6015

東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号

霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	高野公人	03-5251-2698	kimihito.k.takano@jp.pwc.com
マネージャー	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	藤野孝太郎	03-5251-2036	kotaro.fujino@jp.pwc.com
	伊藤耕一郎	03-5251-6525	koichiro.ito@jp.pwc.com
	比留間延佳	03-5251-2871	nobuyoshi.hiruma@jp.pwc.com
ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com	